

令和 6 年度第 2 回成田市環境審議会 会議録

1 日 時 令和 6 年 11 月 13 日(水)13 時 30 分～15 時 10 分

2 場 所 成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

原 慶太郎会長、片岡 孝治副会長、富井 柁夫委員、藤村 葉子委員、志村 勇亮委員、
村島 義則委員、鈴木 照密委員、佐久間 房子委員、須田 恭子委員、根本 祥宏委員、
幡谷 公生委員、菅澤 麗子委員、田中 昌子委員、入江 龍夫委員、中山 明子委員

(成田市)

環境部 岩沢部長

(事務局)

環境計画課:稲阪課長、栗澤課長補佐、栗田主幹、大木副主査

(説明員)

環境対策課:加藤課長、関口係長、櫻井係長

クリーン推進課:小川課長、坂上主幹、金田主幹

環境衛生課:野口課長、木村主幹、大里主幹

4 傍聴者 3 名

5 会議次第

(1)開 会

(2)議 題

①宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について

②「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について(諮問)

③2023(令和 5)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第5次成田市環境保全率先実行計画) 結果について(報告)

(3)閉 会

●開会

●議題① 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について及び議題② 「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について(諮問)の説明、質疑

【原会長】

はじめに、議題(1)の「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について」及び議題(2)「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について」は関連がありますので、一括して審議したいと思います。

まず、議題(2)は諮問とのことですので、市より諮問を受けたいと思います。

【岩沢環境部長】

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第6条第2項の規定により、同条例施行規則第2条第1項に定める土壌の安全基準の改正について、貴審議会の意見を求めます。

【原会長】

確かに諮問書受け取りました。この審議会で、厳正な審議を行いまして、答申するよ
うにいたします。

それでは議事を続けたいと思います。委員の皆様には事前に資料を確認していただき、ご意見・ご質問を提出いただいております。それに対する事務局の回答についても事前に送付されていることと思いますが、特に議題(2)の安全基準の改正につきましては、本審議会に諮問されている事項ですので、改めて事務局からご説明いただくようお願いいたします。

【環境対策課 加藤課長】

成田市環境対策課 加藤と申します。着座にて失礼いたします。

議題(1)と議題(2)を併せて説明をさせていただきたいと存じます。資料といたしまし

では、資料の 1-1 から 1-5 までと、事前にいただきました意見および回答の資料と、今配らせていただいた諮問書ということで、大変多くの資料をご覧いただいておりますが、資料 1-1 を中心にご説明をさせていただきたいと存じます。

まずは、議題(1)の説明をさせていただきたいと思います。本市では、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」、通称、残土条例を運用し、土砂等の搬入について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ、快適な生活を確保することに努めております。

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、危険な盛土等に関する法律による規制が十分ではないエリアが存在していることを踏まえ、土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に改正されました。

この盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、千葉県においても規制区域の指定に向け各種手続きを進めており、令和7年5月26日に新たな規制区域の指定を行う予定となっております。

本市においては、千葉県の規制区域指定により、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定であり、残土条例による災害の発生を未然に防止する目的が、新たな盛土規制法と重複することから、残土条例における盛土等の構造に係る規制を削除し、搬入土砂等の土質のみを規制する条例に改正しようとするものです。

残土条例は、広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であることから、本市においては、改正にあたりパブリックコメントを実施することとなっております。

以上のことから、残土条例の改正及びパブリックコメントについて実施予定である旨、環境審議会にてご報告いたします。パブリックコメントにつきましては、12 月の市議会で報告後の 12 月から開始する予定でございます。

続きまして、議題(2)「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正についての【諮問】についてでございます。一般的に残土条例は、一部の悪質な業者により建設現場から発生する建設発生土に廃棄物を混ぜて埋め立てら

れたことから、土壌が汚染されるなどの問題が起きたため、昭和50年代から60年代にかけて、全国に先駆け、千葉県内の自治体が制定していった歴史があり、委員の皆様も多くの方々が同じような認識かと存じます。

建設発生土自体は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃棄物処理法の規制の対象ではないものの、例えば、建設汚泥やコンクリートを土砂に混入し、建設発生土に偽装して埋め立てた場合のような産業廃棄物まじりの残土につきましては、廃棄物処理法に則って、廃棄物と建設発生土を分けて適切に取り扱うことが求められ、現在では、廃棄物処理法の改正により厳罰化などが進み、適正な運用が進められてきているところでございます。

また、不適切な残土といたしまして、質の悪い改良土や再生土が盛土材料として利用されていたことがあげられます。

このような改良土や再生土は、建設汚泥に石灰等を混ぜ合わせて作られることが主流であったことから、それらを規制するために、水素イオン濃度を安全基準に定めていたという時代的な背景がございます。

しかしながら、近年のリサイクルへの関心の高まりなどにより、第4種建設発生土や建設汚泥といった軟弱な土砂等であっても、適切な処理を行うことにより盛土地盤の強度が確保されるものとして取り扱われるようになり、この適切な処理を行うにあたり、pHが結果的に高くなってしまう場合がある石灰やセメント系固化剤を混合する手法がございます。

今般の盛土規制法の改正に伴い、一定規模の盛土等を行うには、県が定める審査基準に適合する必要があるため、残土による埋立てを行おうとする事業者は、許可を受けるための事前協議や申請の際の審査の中で、盛土等の施工品質を確保するため、盛土材料としての使用が適当でない物質を含まないようにしなければなりません。

この盛土規制法では「スキマのない規制」や「盛土等の安全性の確保」を謳っており、盛土等防災マニュアルに沿った手引きを県において作成する予定とのことでありますことから、基準に従った審査が行われることにより、質の悪い改良土や再生土が使用される余地はないものと考えられます。

法令により認められる盛土材料を使用し、盛土地盤の強度を確保することから、盛土規制法の目的である災害の防止のために必要な処理をするにも関わらず、残土条例の基準

に不適合となることは、過度な規制を求めることになるため、土砂等の安全基準に関して改正しようとするものであり、残土条例第6条第2項により環境審議会の意見を聴くものでございます。

こちらの改正になった場合の、施行日といたしましては、盛土規制法による千葉県の規制区域の指定に合わせ、令和7年5月26日を予定しております。

なお、千葉県内では、県を含め、残土条例を改正しようとする動きは、少数となっておりますが、全国的にみますと鳥取、広島、大阪、神奈川などでは、盛土規制法の運用開始に合わせ、残土条例の改正や廃止を行っており、盛土規制法との兼ね合いを考えますと、今回の本市残土条例の改正は必要なものにとらえております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、御審議の程よろしくお願いいたします。

【原会長】

今、事務局から改めてご説明いただきましたが、これまでの意見ですが、それに対する回答も今日配布されております。さらにご意見がある方がおられましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

【中山委員】

「環境審議会委員からの意見及び回答」中の藤村委員からの 6 番の質問の中で伺いたいのですが、下から 5 行目です。「～立入検査や行政処分等を行う際には必要に応じて連携し対応することとなっておりますことから、廃棄物処理法においても担保されているものと考えます。」となっておりますが、この対応というのはどのようなことをおっしゃっているのでしょうか。具体的には。

何を言いたいかという、前回申し上げましたが、調べることは調べてくださるのですが、全く対策をしてないのですよね。

調べることは良いのですが、調べた後にどのような対応をするのかということが、きちんとなされてないので、ここも「対応することとなっております」となっておりますが、対応とはどのようなことをもって対応というふうに表現されているのでしょうか。具体的に教えていただけませんか。

【原会長】

事務局は藤村委員からのご質問も受けてから一緒に回答いただけますか。

【藤村委員】

私のほうは、いろいろと質問させていただいたことに誠意あるご回答いただきまして、だいぶ納得したこともあるのですが、2 点ほどございまして。

まず、私の質問の 7 番目のアルカリ性の水が近隣の水域に影響を与えるのではないかと心配に対して、セメント改良工法では、周辺の植物に影響はあまり与えないという資料を頂戴いたしまして、大変良い資料だと思いました。資料 1-5 を拝見させていただきましたが、ここでわかることは、ちゃんとした改良セメント。ちゃんとしたといえますのは、こういう検査というか、調査に耐える改良したセメントでは、確かに地中の中に入っていく間に pH は低下して、周辺の植物に影響はあまりないというような結果ではあります。もう一つわかることは、改良したセメントは 12 なのです、pH が。pH が 12 ぐらいであれば、周辺の植物には影響がない、あるいは地下水等への pH の影響はないということになります。

しかし、水素イオン濃度の基準を撤廃しますと、pH 12 以上のものでもよいということになるわけですね。ということは、もしちゃんとした改良セメントでないものが入り込んで、pH が 13 とか 14 になった場合、周りの植物や、あるいは水路などに入って、生態系に影響を及ぼさないという保証は何もないと思われま。

ですから、この資料をもって pH を撤廃というのは、私は反対です。この資料をもって言えることは pH を 12 まで緩和することは可能ということだと思います。

もう一つ、私の意見に対するお答えで、今、お話もありましたけど、番号 10 の質問です。近隣の県・市町村では、どのような対応をしているのかということなのですが、「条例の適用除外を受けている 24 市町村のうち、5 市においては規制されておられません」ということは、19 の市町村では規制しているわけですね。pH で。水素イオン濃度で。

どんどん外していく方向であるというようなご説明ありましたが、私は市民の立場といえますか、生態系を守るというような環境の立場から言えば、何も成田市が率先して外していく必要はなからうと思います。

改良セメントと言いますが、盛土などはちゃんとした普通の土壌であればいいのではな

いか。改良セメントというのは元々ドロドロの使いにくい、盛土しにくいものを改良するから pH が上がってしまうのであって、そういうものでも、持ち込んで開発したい、という希望があるところには結構な規制緩和かと思いますが、成田市はそういう市でなくていいのではないかと私は思います。

ですから、基準の撤廃については反対だと思います。今でも、ご説明いただいても、反対の気持ちは変わりません。

【原会長】

藤村委員の意見に対するご質問ということで、まとめて受けさせていただきました。

まず、中山委員からは 5 ページの番号 6 ですね。6 に対して、この「対応すること」の中身について。

それから、藤村委員からは 6 ページの番号 7 の水素イオン濃度、pH の値がこの値で良いのかという点。

それから、9 ページ番号 10 に対して、他の市町村に先んじて規制する必要はないのではという、改めてのご意見だと思いますけれども、事務局の方からご説明お願いいたします。

【環境対策課 加藤課長】

まず、中山委員から頂戴したご質問からお答えしたいと思います。廃棄物混じりの残土が発見された場合の対応ということですが、こちらは廃棄物処理法に基づいて対応いたしますので、実際、主体となるのは千葉県になるのですが、市も一緒に対応していくところではございますが、主体になる千葉県の対応等として考えられるものとして、廃棄物については撤去指導を行いまして、従わない場合は、廃棄物処理法に罰則がございますので事業者に対する罰則が加えられるということになります。基本的にはその罰則がありますので、そこに行くまでに撤去指導に従って撤去されるものというふうに考えております。

続きまして、藤村委員から再度のご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。pH が高いところなのですが、盛土規制法の担当部局が千葉県の都市計画課というところで、運用を担当していくことになるのですが、千葉県都市計画課に確認いたしましたところ、盛土規制法による盛土材料につきましては、先ほども触れましたが、盛土等防災マニュアルというのがございまして、そちらに沿った手引きを作成して、そちらの手引き

を使いながら事前の相談ですとか、申請の際の審査をしていくことになるかというところ
です。また、申請が通って、許可が下りて、工事が進んでいった中でも、定期的な検査が行
われたり、現場の確認が行われたりしますので、申請の段階で適正なものが使われるとい
うことの確認も、その実際の検査や現場確認の中でなされるということで、不適正な土砂
が使われることはないものと考えております。

それから、藤村委員からの 2 点目に関しまして、繰り返しのになってしまう部分があるの
ですが、盛土規制法の施行後、盛土を行おうとする事業者は、法令の運用上認められる盛
土材料を使用することなどにより、実際、盛土の地盤の強度を確保するようになりますが、
条例により水素イオン濃度が規制されるということになりますと、こういった盛土の強度
を確保するという部分、それによって災害を防止するために必要な処理をするという部
分が規制されるということになってしまい、法律と条例等で対応が違ってきてしまうとい
うところがございます、盛土の安全性確保が阻害される恐れがあるという、このような
事態を避けるために、今回安全基準の改正をしようとするものでございまして、盛土規制
法のほうは、繰り返しのなってしまいますが、事前協議の段階、申請の段階、着工後の段
階、工事中の検査や現場確認などの各段階で、適正な運用がなされているか、事業の進
捗を求めていきますので、過度に水素イオン濃度が、pH が高いものが使われるような状
況にはならないものと考えております。軟弱地盤において埋め立てを行う場合というの
は、通常、地盤を改良する必要が生じますが、残土条例における pH を規制するとい
うことで、盛土規制法で求める強度を担保できないという懸念がございますので、そのよう
なリスクを避けるためにも、安全基準は改定しておくことが必要というふうに考えておりま
して、実際、残土の埋め立てを前提としない道路などの公共工事などでは、当然に強度を
確保する必要から、実際、今現在でも地盤改良が行われているという現状がございます
ので、適切に盛土規制法が始まって、仮に pH の規制を削除した後も適正な運用を市とし
ても進めてまいりたいと考えております。

【原会長】

まず、中山委員の方から。

【中山委員】

回答ありがとうございました。確認をしたいのですが、千葉県の対応で撤去指導が行わ

れ、罰則があるということですが、罰則というのはどの程度の罰則なのかを教えてくださいたいという事が一つ。

それから、藤村委員の質問に対する回答について、私はこの資料が送られてきて、意味がよくわからなかったのですが、やっと今、説明を受けて意味がわかったのですが、この国交省の調査というのは金沢で行われているのですよね。関東ではないですよね。ということで土質が全然違うと思いますが、土質が違う状況の中で同じことが起きるとは考えにくいのですが。何を言いたいかということ、こっち関東ローム層ですよね。向こう側は、この金沢の向こう側というか、糸魚川より向こう側になると思うので、全然土質が違うところでやった実験が、同じようにこちらに当てはめていいのかどうか非常に私は疑問に思うのですが、そこは全然無視しているのですか。

それからもう一つ、軟弱土壌の改良に使われるから、pH 規制があると改良しにくいということであれば、軟弱土壌を改良してそこに盛土をしたということは、その上に人が住むことが考えられるわけですよね。そうすると、そこに長年住んでいる人には健康被害も出てくると思うし、その健康被害が出たときの医療費の方が高くなってしまおうと思うのですが、そういった先々のことまで考えた法改正なのかどうかを教えてください。

【原会長】

事務局いかがでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

まず、廃棄物処理法の罰則なのですが、最終的に 5 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金。また、法人の場合は最大 3 億円の罰金ということで、こちらは刑事罰になりますので前科がついてしまうようなものになります。

それから、金沢で行われた、場所が違う、土の質が違うということですが、その土が場所によって違う部分はあるのですが、そこに改良剤を混ぜて行う実験ということですので、改良剤の影響なので、元の土というのは、そこまで関東だから、金沢だからというところでの違いはないものと考えております。

【原会長】

これまで残土条例と、この廃棄物規制法等でいろいろ課題に取り組んできたことに対し

て、今般盛土規制法の新しい枠組みが加わることで、それに対してどのようなかたちで我々考えようかということで今議論されていると思うので、その辺りも踏まえて、改めて皆様のご意見を伺いたいと思います。

藤村委員よろしいですか。先ほどの回答は。

【藤村委員】

軟弱土壌を無理やり改良して宅地にするのにアルカリ性にしても致し方ないというのが、環境面から考えるとおかしいと。あまり好ましくないと思います。

ちゃんとした土壌に入れ替える。あるいはちゃんとした土壌だけで改良してアルカリ性にしなくてもいい土壌を持ち込んでもらうという姿勢が大切なのではないかと思います。

【原会長】

他に。

片岡委員、お願いします。

【片岡副会長】

この度の残土条例は、特に成田という土地柄で、これから空港周辺の開発およびいろいろなところで、もう実際、開発が行われている状況です。

そんな中で、これから先どうしたらいいかということで、確かに環境を考えると、pH の問題、これすごく環境の部分では重要視されている部分なのですが、例えばこの近辺で、あるいは東京の開発、いろんなところの状況を踏まえて、ここは開発していいよとか、悪いよっていう最初のスタートからきちっと、今は開発する場合、前もって事前の調査がありますよね、そこら辺をきちっと厳しくしながら、そこに、今言ったどのくらいのものを、綺麗な残土を入れるのがベストなんですけども、リサイクル法の中でも、例えば、焼却灰をセメント化したり、いろんな方法で、リサイクルでやれるものはやっていくということも、将来的なものを考えながら、やはりそこが一番、調査・研究それから監視、この部分を強化すれば、ある程度はやっぱり地元のいろんな状況を鑑みて、必要なところはやはり必要ということでやっていかないと、地域の発展、あるいは経済の発展、いろんなものに影響してくる。もちろん環境も重視しながらやっていくのがベストかなと。

非常に難しい問題だと思いますが、その点をやはり今言った部分で調査・研究・監視、全

てを入れて、発展させていくような状況を作っていくべきかなと私は考えます。

【原会長】

他にご質問、ご意見あればお願いいたします。

先ほどの藤村委員の改めてのご意見に対して、事務局お願いします。

【環境対策課 加藤課長】

pH が高くなってしまう場合のお話ですが、盛土規制法の関連の資料で、建設発生土の pH が高く出てしまった場合の対応ということで、覆土や敷土というのが安全に工事を進めるための手法として、示されているのですが、その中の pH に関する記述の中で、pH が高くなるためのアルカリ分というのは、セメントや石灰の水和反応により発生する水酸化カルシウムに起因するもので、炭酸ガスにより容易に中和されるというふうに記載されております。

また、先ほど申し上げた覆土や敷土などによって改良土周辺の土壌中を 30 センチ程度通過することで、土に吸着されて周辺に影響を与えることはほとんどないというような国の資料がございますので、ご心配の部分はそういった中和作用のほうで緩和されるというふうに私どもは考えております。

また、いただいたご意見の全体的な部分なのですが、こういった改良土や再生土というのは、残土現場・盛土現場で全ての部分ですとか、大量に使われるという部分は、なかなかないものと考えておまして、通常事業は事業資金があって、事業資金の中に収めるように進めていくものなので、使われる土砂の大半は、そういう改良などの加工が必要のない、ちゃんとした建設発生土が使われまして、地盤が弱い部分だけ改良土や再生土を改良して地盤を固めるというような一部分に使われるものになるので、工事現場の全部が改良されたものになるというのは、ごく少数ですし、仮に大半が改良土で使われるようなものがありましたら、私どもの方でも適正に行われるかどうかですとか、周辺環境への影響がないかというのは、現地の確認ですとか、そういった部分も今後もパトロールなどもしてまいりますので、しっかり見て行って、違反があった場合は、県とともに対応していくということで適正に運用してまいりたいと考えております。

【原会長】

はい、どうぞ藤村委員お願いします。

【藤村委員】

30センチぐらい下がるとカルシウムの関係で pH は下がってくるというのは、多分、もとの改良土の pH が 12 の場合の調査結果だと思われるので、ちゃんとした改良土 pH 12 ぐらいのセメントならば、今のお話はそうだと思います。

それで、pH が 12 ぐらいのちゃんとしたセメントにするというのは、マニュアルで担保するというお話でしたが、私としてはマニュアルではなく、pH12 という条例で規制した方が担保できるのではないかと思います。

開発か環境かというのは、もう昔から言い古されていることではあります。持続可能な開発というのが、今後の環境保全になると思いますので、そのためにですね、いろんな科学が進んだりとか、技術が進んだりとか、そういう規制に耐える技術開発というのは、進んでいくものだと思いますので、私は環境に関する規制緩和は必要ないと思います。

以上です。もうこれ以上は申しません。

【原会長】

今ご意見いただきましたが、他の委員の方のご意見もお伺いしたいのですが、何かご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。

【中山委員】

私も藤村委員のお考えに賛成です。

確かに開発と経済的な問題を考えると必要だと思いますが、これ以上、今までの規制でちゃんとできているところですから、pH12 っていう数字をちゃんとやった上で開発もしていくっていう、環境と開発のバランスを取っていくにも、この数字を表記する方がいいのではないかと。

将来的に結局、成田市のプラスになると思うので、この数字は残しておいてほしいなというふうに考えます。

【原会長】

この問題はですね、なかなか私もちょっと十分に理解できないところがありまして、

もともと先ほど申したように、残土条例でこれまでの行政を行ってきたわけですが、これは私もそうなのですが、今から 30 年ほど前ですね、いろんな谷津を埋め立ててですね、いろんな訳がわからないようなもので埋め立てられるというような時代があったかに伺うんですけども、そういった反省のもとにいろいろこうやってきて、そこから時代が変わって、今度新たにその盛土規制法という新しい枠組みができる。そうすると、この盛土規制法の趣旨をもう少し理解しないといけないなと思うのですが、その趣旨にそっていろいろ理解すると、今度、盛土規制法でいろんな行政を進める際に、先ほど事務局からのご説明だと、安全性とかですねそういった面で、その pH、この水素イオン濃度を入れておくことがかえってマイナスになって、これはちょうど相反するところではあるのですが、そういったようなご説明いただきました。

そうしますと、一方で藤村委員の方から先んじることはないのではないかというご意見でしたが、千葉市とですね、船橋市でしたか。いくつかの県、いくつかの市町では、旭柏、八街では規制を外している。他の県でもそういうかたちで規制を外しているという流れがあると。

その中で、この成田市がどういう意思決定をするかという、そういう大事な局面だと思いますので、皆様も、今ご意見までは頂戴していない方も少しお考えいただいて、ご意見いただけるといいかなと思っております。

本当に、これ環境審議会ですし、私も環境寄りの人間ですので、いろんな規制で環境を守ってほしいというのは、私も本心はそこにあるわけですがけれども、そこと全体の施策を進めるといところの折り合いといいますか、そこを設けるのがこの審議会の立場だと思いますので、いろいろご意見をいただきたいと思います。

【入江委員】

端的に言ってですね、pHの規制を解除しないと、例えば埋め立てとかそういうのに使う材料ですね、そういうものがリサイクル品だとかが使えなくなる。そういう規制があるために、いわゆるリサイクルとかが進まないということで、成田市としては規制を外したいということなのではないでしょうか。

【原会長】

事務局いかがでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

今、入江委員がおっしゃったような、建設の中での材料のリサイクルを進めていくという観点からも、pHを規制してしまうと結局その材料が使えないですとか、地盤を固めるために使ったのに場合によっては撤去させなければいけないとか、そういったことで実際、現場の方が上手く進まなくなってしまうという面はございます。

【原会長】

他にご質問あればお願いします。

よろしいでしょうかね。

これ、なかなか全体の意思決定をどうするかという難しい問題なのですが。

ご意見ない方は、本当に自信を持って賛成の意見を言っていただくのは、なかなか難しいかもしれませんが、ご理解いただけましたでしょうか、皆様。

本当に様々なご意見があろうかと思うのですが、安全性の基準という点からは、市の諮問に対して、了承いただくというようなかたちで進めてよろしいでしょうか？

【岩沢環境部長】

慎重なご審議並びに様々なご意見いただきまして誠に、ありがとうございます。全体的に見て環境面での影響をご懸念される意見が多かったのかなと、そのように認識しているところでございます。

私の方から政策法務、いわゆる法の運用の角度からですね、少し補足でご説明をさせていただきます。

一般的に、我々行政が許認可を行う、これを行政処分というのですが、行政処分を行うときの根拠とする法令、自治立法では条例とか規則も含まれます。地方公共団体では、条例・規則に基づいて、行政処分をするというケースも多々あります。こういうものを一般的なくくりとして、行政法といいます。

行政法には、一般原則の一つとして、比例原則というものがございます。これは行政目的と、制限する権利や利益の均衡を図らないといけないという、そういった原則があります。これを比例原則といいます。

具体的に言いますと、行政目的を達成する手段として用いる権利の制限は過ぎたるものであってはならない、というのが比例原則でございます。

なので、いわゆる私権ですね、憲法で保障されている権利・利益、これを法令とか条例・規則で制限することについては、我々法を運用するもの、あるいは条例・規則を立法するケースもございますが、そういう場合には、いわゆる過ぎたるものにならないように慎重に行わなければならない、ということをお認めしながらやっているというのが現状でございます。今回の規則の改正についてもそのような背景のもとに、市の法規担当部局と相談をしながら進めてきたところでございますが、本日様々なお意見ございましたので、その辺を含めまして、また法規担当と相談をしながら、より良い選択がないか、あるいはもう少し良い表現がないかということも含めまして、検討していきたいと、そのように思っております。

【原会長】

今、部長からご説明ありました通り、この議題は本当に、法のたてつけを理解しないと、どうかたちでそれぞれの項目と関連するのかが、なかなかわかりにくくて、私もいろいろご説明を伺いながら一つ一つ理解が進んできたところなのですが、この段階で審議会として一つのかたちにまとめるのはちょっと難しいと思いますので、いろいろなご意見があったということで、今、事務局のほうからもそういうお話をいただきましたので、後日改めて審議会の方に資料をお送りいただいて、それをもとにして、もう一度議論させていただくということによろしいでしょうか？

【各審議会委員】

はい。

【原会長】

それでは、そのようにさせていただきます。いろいろなかたちの答申がこれまでもあると思うのですが、例えば付帯意見を付けるとか、そういったこともあろうかと思しますので、事務局のほうで、今日出たご意見を参考にさせていただいて、良いかたちで進めるようによろしくお願ひしたいと思います。

この件はそのようなかたちで、次の議題に移りたいと思います。

●議題③ 2023(令和 5)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第5次成田市環境保

全率先実行計画) 結果について(報告)の説明、質疑

【原会長】

議題(3) 2023(令和 5)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第5次成田市環境保全率先実行計画) 結果について、事務局からさらに補足説明などがありましたら、簡単に説明をお願いいたします。

【環境計画課 大木副主査】

では、エコオフィスアクションについて、私、環境計画課の大木よりご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

恐れ入れますが、お手元にあります、資料2修正版の 2023(令和 5)年度 成田市役所エコオフィスアクション(第 5 次成田市環境保全率先実行計画)結果をご覧ください。皆様はすでに目を通していらっしゃると思いますので、簡潔に説明いたします。

まず、「1-1 成田市役所エコオフィスアクションの目標」をご覧ください。成田市役所エコオフィスアクションでは市役所分の温室効果ガス排出量、一般廃棄物溶融分の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の 3 つの削減目標を掲げています。目標については、2013 年度を基準とし、2027 年度までの目標と 2030 年度までの目標を掲げています。昨年度の市役所分と一般廃棄物溶融分の温室効果ガス排出量の実績についてですが、1ページの一番下、「表 1:温室効果ガス排出量」をご覧ください。表の「2023年度実績」の欄をみていただくと、市役所分は18,721トンCO₂、一般廃棄物溶融分は24,045トンCO₂、合計で42,767トンCO₂となっており、2013 年度比で1.7%削減となっております。

次に、市役所分の詳細についてご説明します。2 ページの表 2 をご覧ください。この表では、市役所における燃料の使用量、電気の使用量など、温室効果ガスを排出する項目毎に、活動の量、温室効果ガス排出量、原油換算エネルギー使用量をまとめています。一番右の緑色の欄をご覧ください。この欄は原油換算でのエネルギー使用量を示しております。2013 年度と比べると、燃料の使用は 12.4%削減、電気の使用は 8.5%の削減、合計では 9.4%の削減となりました。次に、真ん中のオレンジ色の欄をご覧ください。ここには温室効果ガス排出量が記されております。排出量を 2013 年度と比べると、「燃料の使用」では 16.1%削減、「電気の使用」では 21.5%削減、合計では 20.1%の削減となって

おります。削減目標に対する結果といたしましては、エネルギー消費量は 2027 年度までの目標である 6.0%削減をクリアしましたが、温室効果ガス排出量は目標である 39.2%削減にはまだまだという結果となりました。3 ページに記載しておりますが、特に電気については使用量が増えていることもありますので、省エネなどにさらに取り組んでいく必要があると考えております。

次に一般廃棄物溶融分についてご説明します。5 ページ目の中段から下をご覧ください。表 4 は、成田富里いずみ清掃工場での一般廃棄物の処理量と、処理の際に発生する温室効果ガスの排出量を示しております。一般廃棄物溶融分についてご質問を頂きましたので、表 4 を改め、また先週送付した「参考資料」にて具体的な計算手順をお示しました。温室効果ガスの排出量はメタン、一酸化二窒素、二酸化炭素など、ガスの種類ごとに算出方法が規定されており、一般廃棄物については、メタンと一酸化二窒素の排出量は、焼却炉で処理する一般廃棄物の量全体から計算します。また、二酸化炭素の排出量は化石燃料由来である廃プラスチック類の量から計算しますので、廃プラスチック類の量は一般廃棄物全量の内数となります。表 4 の右側に温室効果ガス排出量を記載してありますが、2023 年度は合計で 24,045 トン CO₂ となりました。

次に 6 ページ目「1-3 重点取り組み項目の状況」をご覧ください。エコオフィスアクションでは温室効果ガス排出量削減等の目標を達成するため、公共施設への太陽光発電設備の導入、照明の LED 化、公共施設の ZEB 化、公用車の電動車化という 4 つの重点取り組み項目を掲げています。各取り組みの状況については、1-3-1～1-3-4 に記載しておりますので、それぞれご確認いただければと思います。

最後に、8 ページ目中段の「2.グリーン購入の状況」をご覧ください。2023 年度のグリーン購入率は、約99.7%であり、2013 年度と比較して、購入率が増加しております。また、これまで、物品等の調達数を単純に合計した場合の適合割合を算出してきておりますが、例えば自動車1台と椅子 1 脚が同じ重みで評価されてしまうなど指標として適切ではないことから、本年度は試みに、品目を分類してそれぞれグリーン購入率を算出いたしました。その結果が 9 ページ目の表 7 です。8 ページに記載のとおりグリーン購入はいろいろなものを対象とするので、結果の評価が難しいものもありますが、いずれにしても各部署では普段消耗品等を調達する際にグリーン購入の基準を確認しながら製品を選んでいるものと考えております。

なお、先週送付いたしました「参考資料」につきましては、皆様からのご質問により説明させていただきたいと思っております。

以上、雑駁ではございますが、エコオフィスアクションの 2023 年度結果についての説明とさせていただきます。

【原会長】

ただいま事務局からエコオフィスアクションについて、改めての説明がありました。ご意見・ご質問ある方は挙手にてお願いいたします。

【中山委員】

事前質問で入江さんがされた、番号でいうと 12 ページ 15 番ですね。プラスチックが増量しているが、どのようなプラスチックが増えているのでしょうか、という答えに対するところで、増えていることに対して最後の 4 行ですか、「今後もホームページや広報、行政回覧での周知や、イベント時、廃棄物減量等推進員を通じた啓発などにより、資源物の分別徹底の意識付けを図ってまいりたいと考えています。」と書いてあるのですが、今までこれをやっていて効果がないわけですよ。増えたわけですから。もっと違うことを考えていただかないと、減らすことは難しいかと考えますが、何かもう少し具体的に、これ以上のことをやるということは考えていらっしゃるのでしょうか？

【原会長】

事務局いかがでしょうか。

【クリーン推進課 小川課長】

プラスチックの分別につきましては、これまでにプラスチックごみを月 2 回から週 1 回に変えたこととか、分別につきましても、様々な機会を通じて皆様に周知啓発を行っているところでございます。

まだ本市のほうでは、保管施設や収集体制など課題が多々ございますので、製品プラスチックの分別回収はできておりませんが、令和 4 年 4 月から、プラスチック資源循環促進法が施行されておりますので、今後、先に取り組んでいる県内自治体を調査しながら、製品プラスチックについても、容器包装と同様なかたちで分別回収できないか考えていきたいと思っております。

【原会長】

中山委員はいろいろと市民の活動などもなさっているようですが、これは市民の理解を深めるという観点の問題だと思うので、逆に委員の立場から何かこういうのをやってほしいということはいかがでしょうか。

【中山委員】

もう少し積極的に、市が関わってくれた方がいいのではないかなと思うことはたくさんあります。

例えば、ごみの分別の仕方も講座があって、市側は準備をしているのですが、誰も講座を開いているところがないというのが現状なのです。だから、例えば、町会で必ず年に 1 回やってくださいとか、回収に対する意識を高めるためにやってほしいという働きかけを積極的にして、市民に周知できるような場所を積極的に作るという姿勢があった方がいいのではないかと私は思うのですが、ただ待っているだけで市側が全然動いていないのです。

なので、そこを市側が動かないと市民も動かないのではないかなと思うんです。市民側から動くと言っても、市民それぞれなのでなかなかできないのですが、市がそういう気持ちを出してくれると市民の方も一緒に動けると思うので、是非、市のほうがもう少し主導権を持って、ただ、ばら撒くというのは失礼ですが、情報をばら撒くだけではなくて、拾う側が拾いやすいようにしてもらおう施策を考えていただければと思います。

【原会長】

両面だと思しますので、市民の方々も、我々でやろうという意識が盛り上がらないと、なかなかそういう動きにならないと思しますので、市のほうでさらにいろんな取り組みを進めていただくと同時に、特に審議委員の皆様方などは、いろんなご意見をお持ちですので、そういったところから活動をぜひお願いしたいというのは、私の個人的な意見です。

他に何かご意見ご質問あればお願いします。

【藤村委員】

私の質問 17 番に対してお答えいただきまして、その中で参考資料という計算方法を添えていただいて、大変ありがとうございました。

その中で、気になったことがあります、これはもう単なる意見で、別に反対とかそういうわけではないのですが、廃プラスチック類の計算の中で、1 ページの下のほうですね。

私の思い違いかもしれないのですが、ゴム・皮革類を合成繊維にあたるものと仮定しているというのがちょっと気になります。皮革や天然ゴムを合成繊維にあたるものと仮定するというのは、論理的に辻褃が合わない気がします。他の市などの計算方法を調べますと、ゴム・皮革類がごみの組成の調査でプラスチックの中に入ってしまう場合は、もう仕方ないのでゴム・皮革類もプラスチック類に入れてしまっている、というところがありますので、数字が増えてしまいそうで申し訳ないのですが、やはり天然ゴム、皮革の存在比率はすごく少なくて、大体捨てられるようなものは、合成ゴムや合成皮革のものが多いため、こちらに入れてしまうのはどうでしょうか、という今後の考え方ですね。

それと、繊維くずを合成繊維というところにどうしても話を持っていく必要があるのかどうか。割合、他のところでは合成繊維については、さらっと無視してしまっている自治体が多いような気がするのですが。

もうここで合成繊維という言葉を出してしまったからには、そういうことも含めて、そのごみの調査ありますよね。中身を展開して。その結果がエコオフィスアクションの後ろのほうのグラフで、ものすごく上下してしまっているグラフがありますよね。ごみを展開してプラスチックの比率を調整した結果というのがものすごく揺れて、その平均をとって、何か増えてきてしまっているということで、一般廃棄物のほうの数字が悪くなってしまうという。

大変に市役所分は努力されて、きちんと削減しているのに、このように非常に乱れているごみの展開の結果の資料をもって増えてしまっているということになるのは、何となく残念ですし、対策にもこのままでは結びつかないのではないかと思われましたので、そのごみ調査の方法を、今後少し工夫されてはいかがでしょうか。

例えば、プラスチックの種類をもう少し細かくするとか。要するに、今までのごみの調査の目的を、このエコオフィスアクションの計算方法に合わせるように改良するというふうに、今後お考えになってはいかがでしょうか。例えば、紙・布類に合成繊維が入ってしまうというのであれば、紙・布類のなかから合成繊維の衣類を分けた調査をしてもらおうとか、そのように今後していくのが良いのではないかと思います。

単なる意見です。

【原会長】

ご意見いただきましたので、事務局のほうで検討をお願いいたします。

【環境計画課 栗田主幹】

ご意見ありがとうございます。

こちら補足で説明させていただきたいと思います。

まず、この廃プラスチック類の計算の件なのですが、国のほうでは、もしわかる場合には具体的な割合で廃プラスチック類の量を推計することとしております。

もしそういうことができない場合は、全国平均で計算してもいいですよというかたちで計算の仕方を示しております。

具体的に言うと、18.1%で一般廃棄物中の廃プラスチック類を推計してもいいですよ、というような記載が国の出しているマニュアルにございます。

一方で、参考資料の 2 ページ目に、繊維くずの割合とか、そういった割合が書いてありますが、これは同じく、国のマニュアルで全国的な平均値として示しているものを使っているものであります。こちらについては、分類をもっと細かくすれば、というお話をいただいたかと思うのですが、プラスチックの種類ごとに分けて計算するというような方法も国のマニュアルに示されております。

一般廃棄物ですと、いろいろなごみが入ります。産業廃棄物などであれば、プラスチックの種類ごとに分けて出るのがかもしれないのですが、一般廃棄物の場合は、いろいろ全部混ぜておりますので、なかなかプラスチックの種類を分けるというのが難しいというのが現実としてございます。

先ほど、そもそもこの非常にぶれが大きいデータを使って、この二酸化炭素の排出量を計算しなくてもいいのではないか、というお話があったかと思うのですが、もしこのデータを使わないということになりますと、先ほどお示した全国での平均値というかたちで 18.1%という値を使うのかなというかたちになります。

このごみの展開調査の方法を工夫してはいかがかというご意見だったと思いますが、こちらの方はなかなかすぐ答えることは難しいので、ご意見として検討材料とさせていただきたいと思います。

【原会長】

よろしいでしょうか。

【藤村委員】

すみません。使わない方がいいと言っているのではなくて、なかなか大変なデータがもとになっていますね、ということで、本来、私は実際の調査結果を使う方が筋だとは思っております。

ですから、お金はかかるのですが、頻度上げて、たくさんのデータを集めれば、ブレは少なくなるかもしれないとか、1 回でいいから、その詳しい調査をやってみるとか、そういうことで例えば、変な言い方ですけど、納豆のパックは燃やすごみなのですよ、中がネットネットしているから。分別できないですよ。

もし、そういうものの比率が高いようであれば、啓発の方法として、納豆は紙パックのものを食べてくださいということでエコに協力できますよ、とかそういった対策の啓発の材料も生まれてくるのではないかと思ったので、もっと細かい調査を一度でいいからやってみてはいかがかなと思います。

例えば、着るものも、なるべく木綿とかそういうものを着ていただきたいと。捨てられる繊維の中には、合成繊維が多いのでそれを減らすことによって、カーボンゼロシティの目標に近づけられますとか、そういった啓発もあってもいいのかなと思います。

それと、プラスチックごみを減らすため、そして分別の回数が増えたことを効果的にするためには、やはり有料化ですね。ごみの有料化ということも、その目標のためにも考えられたらどうかなという意見です。

【原会長】

事務局の方でご検討いただくということで。

【入江委員】

プラスチックごみを減らすということで、啓蒙というお話があったのですが、例えば、プラスチック容器にリサイクルというマークがついていますよね。

例えば、マヨネーズとかケチャップとか、そういう中身がヌルヌルしたようなもの、そういうものは基本的には中を綺麗にして、白い袋に入れて出すって人はあまりいないと思

うのですね。ですから具体的にそういう容器自体がプラスチックのものが増えていまして、一般家庭ではなかなか処理できないのでごみにしてしまうというケースが非常に多いのだと思います。実際我が家もそうなのですが。ですから、そういうことを何とかしていかないと、このプラごみって、確か週 1 回集めていただいておりますので、例えば、先ほど納豆の話がでましたが、納豆の上蓋だけは破って白い袋に入れるのですが、納豆をといた容器はどうしようもない。それはごみになってしまう。そういうケースが非常に多いと思いますので、そこは具体的に、市民にどうしたらいいのかということを示していただかないと、多分、市民個々についてはどうしたらいいのだろうということがあると思いますので、ある一定のレベルまでしか現状では減らないのかなと、もっと減らそうと思うと、そういうところ、もしくは昔でしたら、そういうプラスチックの入れ物だったものがビンだったり、缶だったりしたものが、今どんどんプラスチックに置き変わっておりますので、ある意味そういう作っているところからも、昔に戻るわけにいかないのですけれども、なかなか市民、あるいは市役所だけではこのプラごみを減らすっていうのは、難しいと思いますけれども、できるところからやっていくしかないのかなというふうに思います。

これは意見です。

【原会長】

いただいた意見を参考に検討をお願いいたします。

【中山委員】

ちょっと教えてほしいことがあるのですが。

ZEB っていう表現があって、ZEB でないっていうのがあったと思うのですが、8 ページの ZEB 化状況というところで全部 ZEB の区分ではないとなっているのですが、ZEB という状況は、どこまでやると ZEB 化したと言われるのかがちょっとわからなくて、教えていただけないでしょうか？

【原会長】

事務局お願いいたします。

【環境計画課 栗田主幹】

ZEB につきましては、国のほうでこういうものが ZEB だよというのを示してございま

す。

一般的に言いますと、建物のうちいくつかの項目を挙げまして、そのエネルギー消費を計算した上で、標準的な設計であった場合の建物と比べてどれくらい少ないかを計算いたします。

1.0 というのが標準なのですが、それを、0.5 以下にすると、ZEB Ready となります。さらに、太陽光発電などをつけ加えて、エネルギー消費量を 0.25 まで下げていきますと Nearly ZEB というようなかたちになります。さらに、0 になると ZEB というふうに呼ばれます。

一方で、成田市役所で掲げている ZEB Oriented でございますが、こちらは 0.6 とか、ちょっと基準が緩いものになっています。

こういったものが、いわゆる ZEB というふうに呼ばれる建物になっております。

【原会長】

中山委員、よろしいでしょうか。

【中山委員】

ありがとうございます。

それでちょっと伺いたいのは、ここに12個建物の名前があるのですが、それに当てはめると、つまりは、いろいろ省エネの取り組みをしてきたが 0.6 以上ですということになるわけですね、いずれでもないということは。それだけ確認をお願いしたいのですが。

【原会長】

事務局いかがでしょうか。

【環境計画課 栗田主幹】

その通りでございます。ZEB Oriented につきましては建物の種類によって 0.何以下というのは決まっておりますけども、こちらに挙げてある建物については、いずれでもないというかたちになっております。

【原会長】

他にご質問ご意見あればお願いいたします。

よろしいですかね。ないようでしたら、これで本日の議事を終了いたします。事務局何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは皆様、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【栗澤環境計画課長補佐】

会長ありがとうございました。

議題の 2 の安全基準改正につきましては、改めて審議会を開催するか、あるいは書面開催にするか、どのようなかたちにするかについて、少しお時間をいただきまして、事務局から改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回成田市環境審議会を閉会します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

●閉会